

高水管第981号  
令和5年4月1日

各位

高槻市水道事業  
管理者 上田 昌彦  
(公印省略)

### 給水装置工事施行指針等の改訂及び訂正について（通知）

平素は、高槻市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
みだしのことについて、別紙「給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイド改訂一覧表」の通り改訂および訂正いたします。  
なお、改訂及び訂正した給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイドは、ホームページに公開いたします。

#### 記

- 1 適用年月日 令和5年4月1日以降に申込みをする給水装置工事
- 2 主な変更点 別紙「給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイド改訂及び訂正一覧表」参照

以上

・改訂箇所

給水装置工事施行指針

	掲載箇所	改定前	改定後
1	第2編第1章 (P13) 総則 (基準・要綱)	高槻市指定給水装置工事業業者審査委員会処分基準	高槻市指定給水装置工事業業者の違反行為の処分等に関する要綱  (別紙要綱参照)
2	第2編第5章 (P128) 手続き 表-2.5.1.2 ○ : 提出するもの	住民票	住民票 ※2 ※2 住民票の提出に代わり、住民基本台帳ネットワークを利用した本人確認も可能だが、手続きに時間を要する場合がある。
3	第3編様式第3号 土地使用承諾書	3 布設した給水管が不要となった場合は、当該給水管の所有者が速やかに撤去する。 4 当該私有地を第三者に譲渡するときは、上記事項を継承する。	3 布設した給水管が不要となった場合は、当該給水管の所有者が速やかに撤去する。 4 布設後の漏水事故、修繕に関する使用を予め承諾する。 5 当該私有地を第三者に譲渡するときは、上記事項を継承する。

給水装置工事申込手続ガイド

	掲載箇所	改訂前	改訂後
1	2 給水装置工事申込み (P5) 表-1 第22号 添付書類	記載なし	寄付採納図

## 給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイド改訂及び訂正一覧表

・誤字訂正箇所

給水装置工事施行指針

	掲載箇所	訂正前	訂正後
1	第2編第2章 (P40) 計画と設計 表-2. 2. 5. 6	「空気調和・衛星工学便覧第4巻第14版」を参考とした。	「空気調和・衛生工学便覧第4巻第14版」を参考とした。
2	第2編第2章 (P42) 計画と設計 表-2. 2. 5. 10	「空気調和・衛星工学便覧第4巻第14版」	「空気調和・衛生工学便覧第4巻第14版」
3	第2編第2章 (P44) 計画と設計	3) 受水槽式の計画一日使用水量等の算出	2) 受水槽式の計画一日使用水量等の算出
4	第2編第2章 (P75) 計画と設計 3) の(2)	(表-2. 2. 15. 4参照)。	(表-2. 2. 13. 4参照)。
5	第2編第2章 (P78) 計画と設計 2) の(5)	原則として1階又は地下部分として、設置後も維持管理が容易にできる	原則として1階又は地下部分として、設置後も維持管理が容易にできる (空白の削除)